

美鈴が丘地区乗合タクシーの本格運行について

美鈴が丘地区は広島市西部に位置し、佐伯区の東端に位置する地域で、団地中央部には、商業施設、公共施設などが集まっている。地域の公共交通としては、同地区と市内中心部、商工センター及び JR 五日市駅を結ぶ路線バスが走っている。しかし、広範囲で坂道の多い地域内において、高齢化の進展に伴い、移動を制約される住民が増加する中、日常生活を行う上で、バス停から離れた地区の公共交通の確保が不可欠となっている。

このため、地域が主体となって乗合タクシーを導入するため、地域の代表者、運行事業者、広島市で構成される「美鈴が丘巡回バス検討委員会」、同委員会を発展させた「美鈴が丘巡回乗合タクシー運営委員会」を立ち上げ、住民アンケートなどにより地域の実情にあった運行計画を作成し、平成 27 年 10 月 1 日から実験運行を開始した。

その後も利便性の向上を図るため、美鈴が丘巡回乗合タクシー運営委員会で議論を行いながら、地域の意見等を参考に路線・ダイヤの見直しを行うとともに、平成 28 年 10 月 1 日から本格運行に移行し、引き続き地域が主体となって生活交通の維持確保を図っていく予定である。



■ 現在までの経緯（概要）

平成 25 年 1 月	「美鈴が丘巡回バス検討委員会」発足
平成 26 年 1 月	市政出前講座実施
平成 26 年 6 月	アンケート調査実施
平成 27 年 4 月	「美鈴が丘巡回乗合タクシー運営委員会」に発展発足 第 1 回美鈴が丘巡回乗合タクシー運営委員会開催 (協議会の設置と路線の検討開始) [以後、随時開催]
平成 27 年 8 月	お試し無料運行 (5 日間) 実施
平成 27 年 10 月	実験運行開始
平成 28 年 2 月	運行曜日の削減 (運行日を月～金・美鈴楽市開催日 (毎月第 4 土曜日) から月・水・金・美鈴楽市開催日 (毎月第 4 土曜日) に変更)
平成 28 年 5 月	ルート変更 (2 ルートを 3 ルートに変更)
平成 28 年 10 月	本格運行開始予定

1. 本格運行の路線及び運賃等の設定

本年10月1日からの本格運行の運行計画に関する概要は以下のとおりである。

■ 運行計画（概要）

実 施 主 体	美鈴が丘巡回乗合タクシー運営委員会 (美鈴が丘まちづくり協議会、連合町内会、運行事業者(㈱エフ・ジー)、近隣企業(美鈴モール商店街、フレスタ美鈴が丘店、三井不動産)、広島市)			
運 行 事 業 者	㈱エフ・ジー(双葉タクシー)			
運行路線・運行日等 (p. 4 路線図参照)	路 線	西・緑ルート	東ルート	南ルート
	運 行 日	月・水・金曜日 ※祝日を除く 美鈴楽市開催日 ※毎月第4土曜日(7・8月を除く)		
	キ 口 程	4.4 km	3.4 km	2.6 km
	所要時間	22分	13分	10分
	停 留 所	全区間フリー乗降		
	※年末年始は運休			
運 行 便 数 (p. 4 時刻表参照)	3ルートともに1日7便(美鈴楽市開催日は1日4便)			
運 賃	大人(中学生以上): 200円(当日再乗車の場合100円) 小学生: 100円(保護者同伴の場合、緊急事態の場合及び当日再乗車の場合無料) 小学生未満: 無料			
使 用 車 両	ジャンボタクシー(乗車定員10人) ※乗用事業と併用 ※予備車両: セダンタイプ(乗車定員5人)1台			

美鈴が丘地区乗合タクシー運行路線図及び時刻表

時刻表

月曜日・水曜日・金曜日 ※祝日除く								
No.	通過ポイント	1便	4便	7便	10便	13便	16便	19便
2	フレスタ	9:00	10:00	11:00	12:00	14:00	15:00	16:00
1	美鈴モール前待機所	9:03	10:03	11:03	12:03	14:03	15:03	16:03
3	西集会所	9:05	10:05	11:05	12:05	14:05	15:05	16:05
4	西四丁目	9:07	10:07	11:07	12:07	14:07	15:07	16:07
5	緑第一公園	9:10	10:10	11:10	12:10	14:10	15:10	16:10
6	緑三丁目北	9:13	10:13	11:13	12:13	14:13	15:13	16:13
7	緑三丁目南	9:14	10:14	11:14	12:14	14:14	15:14	16:14
8	美高北交差点	9:16	10:16	11:16	12:16	14:16	15:16	16:16
3	西集会所	9:18	10:18	11:18	12:18	14:18	15:18	16:18
	美高前							16:18
2	フレスタ	9:22	10:22	11:22	12:22	14:22	15:22	16:22

東ルート								
No.	通過ポイント	2便	5便	8便	11便	14便	17便	20便
2	フレスタ	9:27	10:27	11:27	12:27	14:27	15:27	16:27
1	美鈴モール前待機所	9:30	10:30	11:30	12:30	14:30	15:30	16:30
9	山下医院	9:32	10:32	11:32	12:32	14:32	15:32	16:32
10	東四丁目公園	9:34	10:34	11:34	12:34	14:34	15:34	16:34
11	東五丁目公園	9:35	10:35	11:35	12:35	14:35	15:35	16:35
12	IGL	9:37	10:37	11:37	12:37	14:37	15:37	16:37
2	フレスタ	9:40	10:40	11:40	12:40	14:40	15:40	16:40

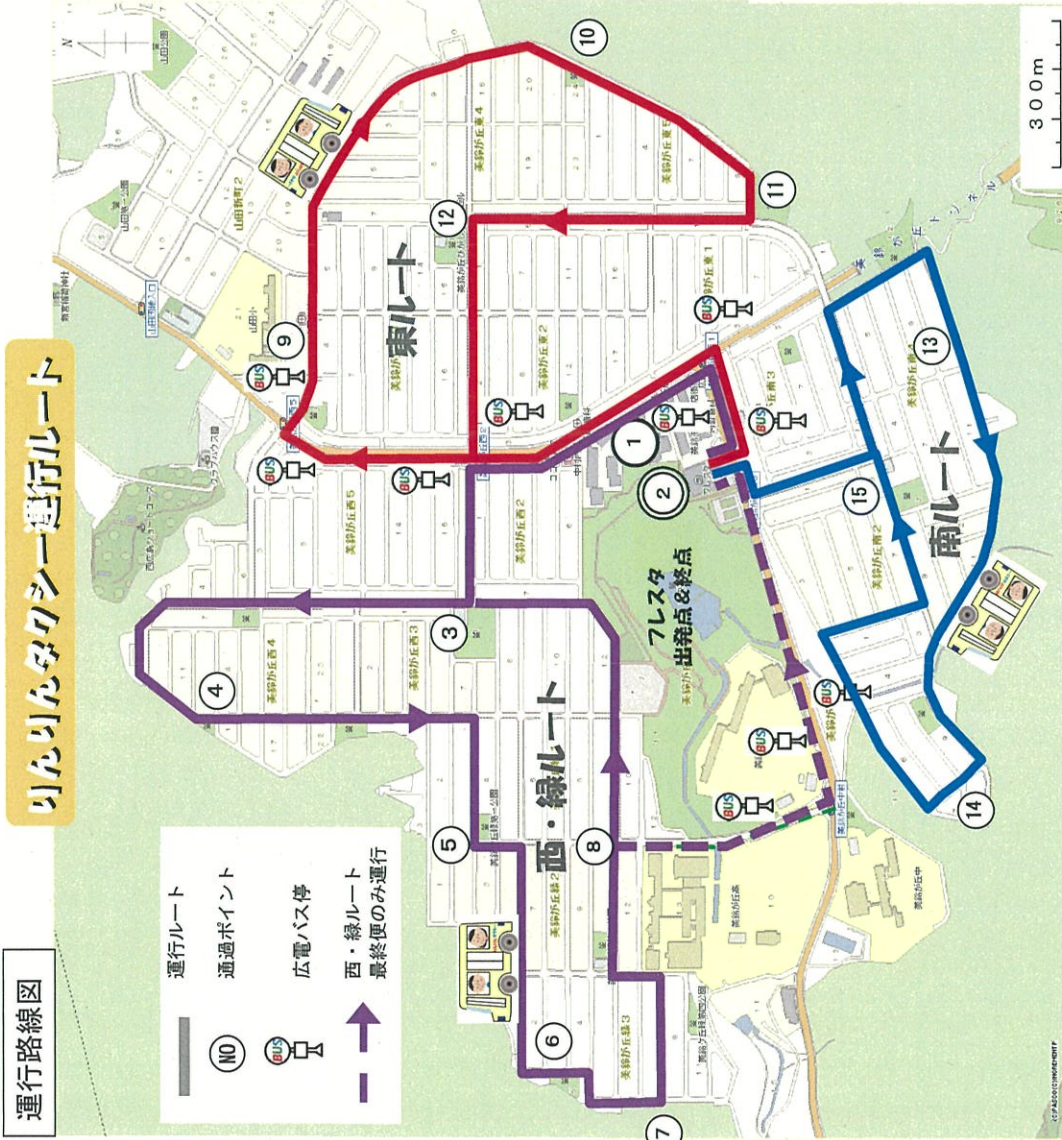
南ルート								
No.	通過ポイント	3便	6便	9便	12便	15便	18便	21便
2	フレスタ	9:45	10:45	11:45	12:45	14:45	15:45	16:45
13	南集会所前交差点	9:47	10:47	11:47	12:47	14:47	15:47	16:47
14	南四丁目	9:48	10:48	11:48	12:48	14:48	15:48	16:48
15	南一丁目	9:51	10:51	11:51	12:51	14:51	15:51	16:51
2	フレスタ	9:53	10:53	11:53	12:53	14:53	15:53	16:53
2	フレスタ	9:55	10:55	11:55	12:55	14:55	15:55	16:55

美鈴業市開催日 ※原則 毎月第4土曜日 (7・8月除く)

西ルート					
No.	通過ポイント	3便	6便	9便	12便
2	フレスタ	9:00	10:00	11:00	12:00
1	美鈴モール前待機所	9:03	10:03	11:03	12:03
3	西集会所	9:05	10:05	11:05	12:05
4	西四丁目	9:07	10:07	11:07	12:07
5	緑第一公園	9:10	10:10	11:10	12:10
6	緑三丁目北	9:13	10:13	11:13	12:13
7	緑三丁目南	9:14	10:14	11:14	12:14
8	美高北交差点	9:16	10:16	11:16	12:16
3	西集会所	9:18	10:18	11:18	12:18
2	フレスタ	9:22	10:22	11:22	12:22

東ルート					
No.	通過ポイント	1便	4便	7便	10便
2	フレスタ	8:27	9:27	10:27	11:27
1	美鈴モール前待機所	8:30	9:30	10:30	11:30
9	山下医院	8:32	9:32	10:32	11:32
10	東四丁目公園	8:34	9:34	10:34	11:34
11	東五丁目公園	8:35	9:35	10:35	11:35
12	I ₁ L	8:37	9:37	10:37	11:37
2	フレスタ	8:40	9:40	10:40	11:40

南ルート					
No.	通過ポイント	2便	5便	8便	11便
2	フレスタ	8:45	9:45	10:45	11:45
13	南集会所前交差点	8:47	9:47	10:47	11:47
14	南四丁目	8:48	9:48	10:48	11:48
15	南一丁目	8:51	9:51	10:51	11:51
2	フレスタ	8:53	9:53	10:53	11:53
2	フレスタ	8:55	9:55	10:55	11:55



運行路線図

りんりんタクシー運行ルート

運行ルート
 通過ポイント
 広電バス停
 西・緑ルート 最終便のみ運行

2. 移動円滑化基準の適用除外について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年法律第 91 号)に基づき、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」が定められ、路線定期運行する車両についても、この基準に適合するよう求められている。

しかしながら、運行の態様等により、この基準に適合し難い理由がある場合には、基準の適用除外を受けることができるとされている。乗車定員 24 人未満の旅客自動車運送用事業車は、スロープ板の設置、通路の有効幅の確保などについて地域公共交通会議の合意を得ることを条件に、使用者を特定せずに適用除外の認定を行うことができる。

今回、使用する車両の乗車定員は 24 人未満であるため、本会議に諮るものである。

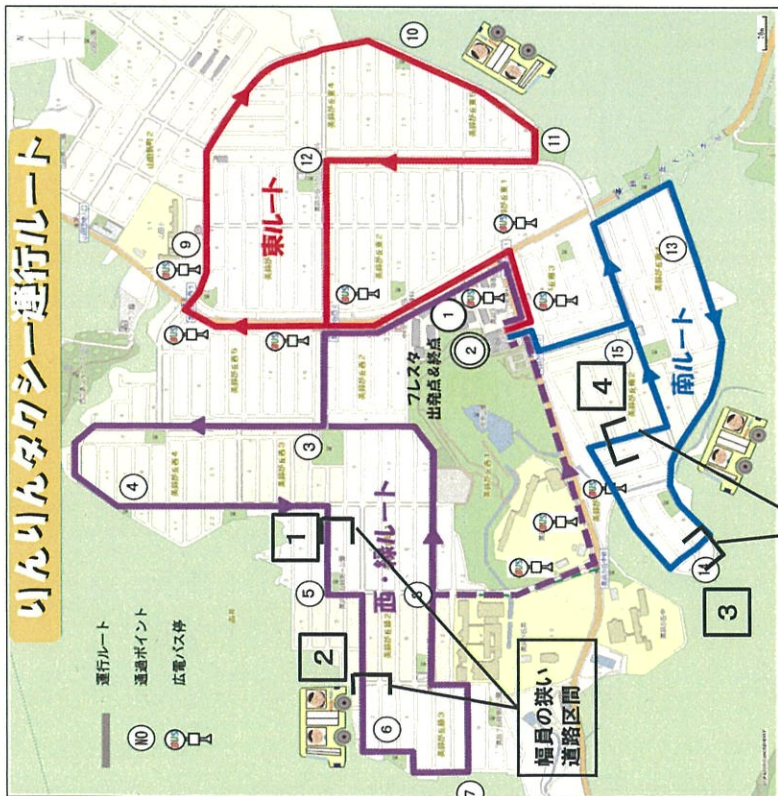
■ 使用車両と適用除外申請内容

使用車両	日産 エルグランド	
全長／全幅／全高	4,795 mm／1,795 mm／1,920 mm	
定員	10 名 (運転手含む)	
適用除外を申請する内容	スロープ板	車いす使用者の乗降を円滑にする設備を備えること
	車いすスペース	車いすスペースを一以上設けること
	通路の有効幅	乗降口と車いすスペースとの間の通路の幅は 80 cm 以上とすること
適用除外申請理由	運行経路に幅員の狭い道路があるなど、大きな車両では通行できないため。 p. 6 別図参照	
車いす利用者への対応	他事業者の介護タクシーや福祉タクシーの利用をお願いする。	



美鈴が丘地区乗合タクシー 幅員の狭い道路区間

写真



1 幅員: 5.3m



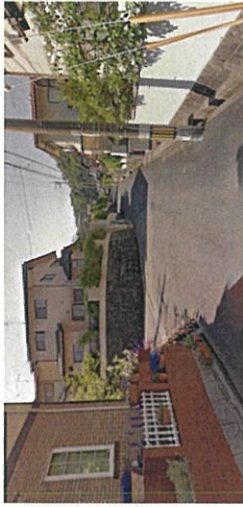
2 幅員: 5.3m



3 幅員: 4.9m

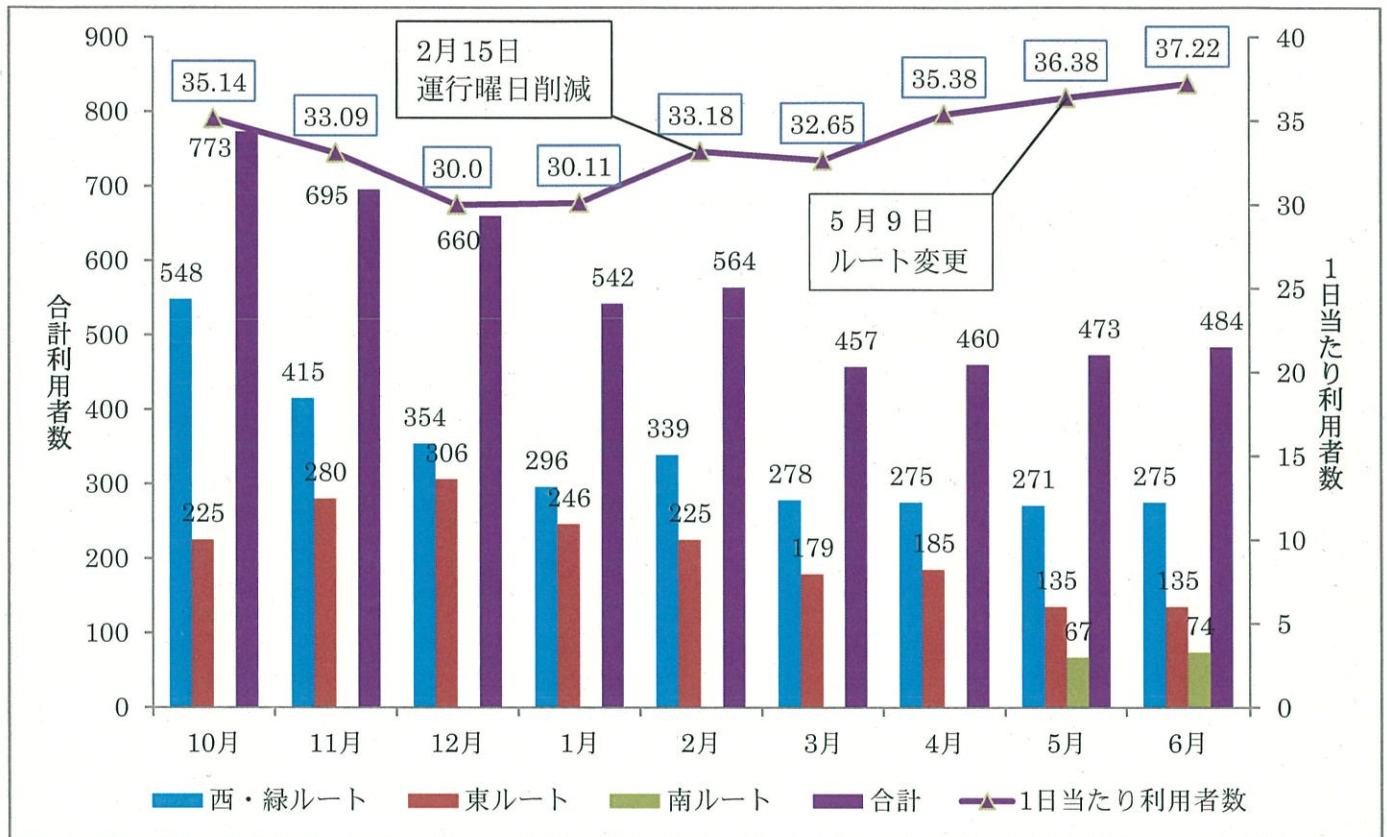


4 幅員: 5.3m



3. 実験運行の利用実績等について

■ 実験運行月別利用者数



■ 今後の利用促進策

今後も巡回乗合タクシー運営委員会で議論をしながら、地域の意見等を参考に、路線やダイヤの見直しをするとともに、往復割引や協賛店での買い物による割引など、各種割引制度を検討し、利用者増加を図っていく。